



議案第五十六号

育児休業に係る給与等に関する条例の設定について

次のとおり育児休業に係る給与等に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十一年三月十九日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾五年三月十九日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

三朝町条例第

号

育児休業に係る給与等に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号。以下「育児休業法」という。）に基づく育児休業の許可を受けた職員の給与等の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(育児休業の許可を受けた職員の給与)

第二条 育児休業法に基づく育児休業の許可を受けた職員に対しては、育児休業の期間については、給与を支給しない。

(育児休業の期間についての取扱等)

第三条 三朝町職員の給与に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十五号）第十九条第二項の規定の適用については、育児休業の期間は、在職期間でないものとする。

第四條 育児休業の許可を受けた職員が職務に復帰したときは、当該育児休業の期間の二分の一に相当する期間（以下この項において「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日又はその日から一年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内でその職務に復帰するに至つた日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。

2 前項の規定により給料月額を調整された者のうちその調整に際して余剰の期間を生ずる者については、当該余剰の期間に相当する期間の範囲内で、その者の同項の規定による調整後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。

（町規則への委任）

第五條 この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

附 則

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。